

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6 番号：108539

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



結審から半年、5回の裁判所包囲行動、3回の弁論再開の申し立て

未だ判決期日の連絡なし！

昨年(2017年)11月20日の結審から6ヶ月が経過しました。2018年5月21日(月)現在、まだ裁判所からの連絡はありません。

私たちは結審以降、12月20日、そして今年に入って1月、2月、3月、4月と裁判所に弁論再開を訴えるための「包囲行動」(20日行動)を行ってきました。弁護士団は、2017年12月18日、2018年2月26日、そしての同年4月10日の3回にわたり新たに明らかになった知見があるとして、弁論再開の申し立てを行ってきました。

島田弁護士団長は、「裁判長!!コレ、安全ですか? 原発事故「想定外」をくり返さないために」というビデオを作製し、ユーチューブにアップしています。わかりやすい内容です。「裁判長これ安全」などとグーグルで検索すればヒットしますので、ご覧になっていない方は是非視聴してみてください。



雪だるまも裁判所前で
アピール



昨年12月の裁判所前20日行動

それにしても、結審から半年が経つのに未だ判決期日が決まらないというのは、どういうことなのでしょう。その間に福井県では大飯3号機が、3月14日、4号機が5月9日に再稼働してしまいました。弁論再開はあるのか、裁判所はどのような判断を下すのか。新たな動きがあり次第、直ちに連絡しますので、引き続き本裁判へのご支援をお願いします。(編集子)

■ 判決日は分かり次第連絡します ■

5月21日(月)

第9回裁判所包囲行動の報告

最新の名古屋高裁金沢支部包囲行動についてお伝えします。

走る「包囲行動バス」

今回、福井県敦賀市から福井駅を經由して金沢を往復する「裁判所包囲行動バス」を出しました。関西方面や福井県の28名がこのバスを利用。往路のバス内では、各地の脱原発運動や原発立地地域の現状の報告が行われました。以下、バス内で話された内容の一部です（編集子の主観で選択しているのでご容赦を）。

●電車は止めるのに原発を止めずに実施されているJ-ALERTの運用。危機を煽るだけの訓練。

●大飯3、4号機差止仮処分の審尋日程・・・大阪地裁508号法廷で7月9日、13時15分より。原子力規制委員会の元委員長代理の島崎邦彦氏と関電社員がそれぞれ説明を行う予定。

●福井県高浜町にある高浜原子力発電所1、2号機の補強工事は、大規模な道路工事を伴うもので、建屋には足場が組まれ、巨大なクレーンが資材を運搬している。

また、1～4号機に共通して、使用済み核燃料プールがああと数年で満杯となり、福井県外（和歌山県白浜町など）への搬出が画策されている。注目していく必要がある。

高裁金沢支部前でのスタンディング

正午を少し過ぎた頃に「バス組」が裁判所前に到着すると、既に福井からのI氏や北陸電力の志賀原発差止訴訟に関わる石川県・富山県の仲間が参加してくれていました。本当に多謝です。富山のWさんがギターで歌を歌っていました。また、本裁判の弁護団事務局長の笠原弁護士も駆けつけていただきました。

「裁判の会」事務局のOさん司会で、参加者が裁

判所へのアピール。●は参加者アピールです。

●裁判所は国民の社会通念に則ってまともな判断をしてほしい。審理をさらに深めてほしい。

●司法の力で原発を止めてほしい。

●福井県の原子力発電所の東側には関西1450万人の水がめである琵琶湖がある。琵琶湖は常に原発災害による放射能汚染のリスクにさらされている。

★脱原発ソング1曲・・・

●昨年島崎証言によって新たな問題が提起され、さらに火山灰によるトラブルの過小評価などもあり、規制委の判断が不合理であることが明らかになっている。審理の再開を強く求める。

●事故時の避難の困難性、基準地震動の策定が不合理なことなどから、このままで未来に禍根を残すことになる。原発を動かすことによって事故が起きてしまえば、その責任は司法にもある。私たちの声に耳を傾けていただきたい。

●原発再稼働後のトラブルが続発している。避難の問題もあり原発立地地域では少しずつ脱原発の声が増えている。

●裁判所は国民を原発災害から守る最後の砦。

●名古屋高裁が被告勝訴させて、原発が事故を起こしたならば、その責任の一端は司法にある。

●荒々しく原発を推進する勢力に対して、これを止める美しい司法の力に期待する。国民の安心、安全、生活を守るために司法は責任を全うしてください。

★歌・・・We shall overcome

●私は福井県の三方五湖が周囲にある地域に住んでいます。昨日は畑を耕していました。その何の変哲もない日常を裁判所には守ってほしいのです。

●政治や権力に忖度しない司法判断を期待します。内藤裁判長、あなたなら止められる。あなたは一人ではありません。私たちがいます。

★歌・・・「私の子どもたちへ」を3番まで全員で歌って「裁判所包囲行動」を13時5分頃に終了。参加人数は40名でした（包囲するにはちょっと少ない人数でしたが・・・）。



「包囲行動」の始まり！

提訴から高裁結審まで これまでの振り返る

訴訟準備からこれまで6年の時間が経過しました。あらためて提訴からこれまでの経過を振り返ってみました。

▶▶提訴まで

◆2012年2月頃より福井県の住民・弁護士を中心に訴訟準備を開始

◆2012年11月30日 原告154人が福井地裁に提訴

▶▶福井地裁口頭弁論等

◆2013年2月15日 第1回「再稼働は人格権・環境権の侵害」今大地晴美さん意見陳述

◆2013年3月11日 二次提訴35名。原告合計数189人となる。

◆2013年4月24日 第2回 関電：請求棄却を求める／中罵哲演さん意見陳述

◆2013年7月24日 第3回 立証責任について陳述／浅田正文さん意見陳述

◆2013年10月8日 第4回 東山幸弘さん意見陳述「原子力災害の避難について」

◆2013年12月19日 第5回 津波の危険性等／木田節子さん意見陳述

◆2014年1月22日 第6回 水戸喜世子さん意見陳述

◆2014年3月5日 第7回 基準地震動を問う／世戸玉枝さん意見陳述

◆2014年3月27日 第8回結審 核燃料プールの危険性を問う／山本雅彦さん意見陳述

◆2014年5月21日 判決 原告勝訴！

◆2014年5月22日 関西電力控訴

▶▶名古屋高裁金沢支部での控訴審口頭弁論等

◆2014年11月5日 第1回（名古屋高裁金沢支部）原告より中罵哲演さん、原告代理人河合、板井、海渡、

「裁判所は司法の責任を果たしてください」



We shall overcome を歌いました。



「権力に忖度しない司法判断を」



島田弁護士がそれぞれ意見陳述

◆2015年2月9日 第2回 事故時の琵琶湖汚染など訴える／地脇美和さん意見陳述

◆2015年4月15日 第3回 「耐震設計十分なのか」

◆2015年7月1日 第4回 関電：原発に影響する津波は無し！？

◆2015年9月28日 第5回 新規制基準に欠陥あり！／松本浩さん意見陳述

◆2015年11月30日 第6回 1260ガルを超える可能性あり！／田中徳雲さん意見陳述

◆2016年2月29日 第7回 新知見踏まえた津波危険性／佐々本真子さん意見陳述

◆2016年6月8日 第8回 島崎意見書提出！／小松崎栄さん意見陳述

◆2016年10月19日 第9回 裁判官交代に伴う「弁論更新」／裁判所「控訴審段階において新たな問題が惹起」「基準地震動について専門家を最低1人お呼びしたい」

◆2017年1月30日 第10回 島崎邦彦氏証人尋問決定！／木田節子さん意見陳述

◆2017年4月24日 第11回 島崎邦彦氏証人尋問「(規制委が)使えない式を採用した神経がわかりません」

*2017年6月上旬より7月上旬まで 慎重な審査を求めるハガキキャンペーンを開始。3裁判官宛てに推定5000部を送付。

◆2017年7月5日 第12回 裁判長証人却下。裁判官三人を忌避。山本雅彦さん、関電の地盤調査が不十分である旨を意見陳述。

◆2017年7月10日 忌避理由書提出。

◆2017年7月13日 名古屋高裁金沢支部、忌避却下。

◆2017年7月20日 最高裁へ特別抗告

◆2017年8月7日 裁判所包囲行動についての記者会見

◆2017年8月20日 第1回裁判所包囲行動（「20日行動」と呼んでいます）

◆2017年9月15日 金沢支部より、11月20日の期日において審理終結予定の事務連絡。

◆2017年9月20日 第2回裁判所包囲行動

◆2017年9月26日 終結連絡への抗議声明。裁判所へ審理継続の上申書提出。

◆2017年10月2日 裁判官忌避の特別抗告棄却（最高裁第一小法廷）

◆2017年10月3日 特別抗告棄却に対する抗議声明。

*2017年10月20日 第3回裁判所包囲行動・・・差止裁判において、原告敗訴判決を書いた海保寛元裁判長の特別トークが行われる。裁判所に署名提出（2730筆・・・その後追加のあったものは随時追加提出）。

◆2017年11月20日 控訴審第13回 内藤裁判長「弁論を終結します」。控訴審が結審。水戸喜世子さん意見陳述（「原発は滅びゆく恐竜である」）。判決日は追って連絡すること。

◆2017年12月18日 原告代理人が弁論再開の申立て 伊方差止決定を受け、火山の影響、地盤調査の問題点、さらに神戸製鋼所の製品データ改竄問題について指摘。金沢弁護士会館にて記者会見。

◆2017年12月20日 第4回裁判所包囲行動

◆2018年1月20日 第5回裁判所包囲行動

◆2018年2月20日 第6回裁判所包囲行動

◆2018年2月26日 原告代理人が再度の弁論再開の申立て 地盤調査の不合理性、地下の特異構造の有無などについて主張

◆2018年3月20日 第7回裁判所包囲行動

◆2018年4月9日 原告代理人が3回目の弁論再開の申立て 火山灰対策の不合理性などについて主張

◆2018年4月20日 第8回裁判所包囲行動及び学習会（記者レクと兼ねる）

◆2018年5月21日 第9回裁判所包囲行動（20日が日曜のため21日（月）で実施）

